

ニュース解説

2025 年5月号

株式会社ワーク・アビリティ(編集部)
〒150-0013 渋谷区恵比寿1-30-8 プライムコート恵比寿2F
TEL:03-5789-2200 FAX:03-5789-2705

目次

ニュース解説

カスハラ・就活セクハラ対策を義務付けへ	…	1
準備は何から? 「労働保険の年度更新」	…	1
育児関連の2つの新しい給付金	…	2
介護休業取得の判断基準に障害児・医療的ケア児等も明記	…	2
2024年「人手不足」倒産 前年比81.7%増	…	2
仕事のための移動時間は労働時間にならないの?	…	2
「まんが知って役立つ労働法 Q&A」の動画版を公開	…	3

会員用ページ

ID: news2025

パスワード: WAn%2255

ニュース解説

※顧問先のご指導の際、お手元の参考資料としてご利用ください。

今月の「事務所ニュース」に掲載した主なニュースの情報源となる統計・法令・資料などは、以下のとおりです。

P.1 労働施策総合推進法の改正案のポイント カスハラ・就活セクハラ対策を義務付けへ

労働施策総合推進法の改正案が国会で審議されています。カスハラや就活セクハラなどへの対策を企業に義務付けることになりそうです。

情報源

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」の答申（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000073981_00023.html

P.2 特集1

準備は何から? 「労働保険の年度更新」

労働保険の年度更新の時期になりました。

情報源

令和7（2025）年度 雇用保険料率のご案内（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001401966.pdf>

労働保険年度更新に係るお知らせ（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/hoken/roudouhoken21/index.html

資料が充実、チャットによる相談もできます。

P.4**特集2 申請手続きを確認！**

育児関連の2つの新しい給付金

雇用保険の育児休業給付金の手続きがさらに複雑になります。詳しいリーフレットも出ていますので、事前によく確認しておく必要があります。

**情報源**

育児休業等給付の内容と支給申請手続（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001374955.pdf>

育児時短就業給付の内容と支給申請手続（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001395073.pdf>

P.6

介護休業取得の判断基準に 障害児・医療的ケア児等も明記

これまで高齢者を前提に作成されていた「常時介護」の判断基準に、障害者等の児童への判断基準が加えられることになりました。

**情報源**

育児介護休業
法解釈通達別
添1より

育児介護休業法の「常時介護」判断基準の見直しについて。厚労省による報告書（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909500/001387433.pdf>

常時介護を必要とする状態に関する判断基準（厚生労働省）

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/002140717.pdf>

P.6

2024年「人手不足」倒産 前年比81.7%増

いまや、人手が十分足りているという会社は、ほとんど見かけませんが、人手不足を原因とする倒産件数が急激に増加していることは憂慮されます。

**情報源**

「人件費高騰」の倒産が急増、人手不足が深刻に 2024年の「人手不足」倒産 過去最多の289件（東京商工リサーチ）

https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1200923_1527.html

P.7**人事労務の法律ミニ教室**

仕事のための移動時間は労働時間にならないの？

労働時間かどうかは、個々の具体的な状況によっても判断が難しいものです。コンメンタールのをもとに、整理して解説しました。

P.8 労務ひとこと**「まんが知って役立つ労働法 Q&A」の動画版を公開**

アルバイトだから知らないだろうと、使用者が労働基準法などでいい加減な取り扱いをすると、恥をかくかもしれません。厚生労働省は、様々な方法で学生にも法律の理解を促しています。

動画版「これってあり？～まんが知って役立つ労働法 Q & A～」を作成しました
(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47730.html

「事務所ニュース」の乱丁・落丁、掲載記事の誤字その他の誤りについては、随時、電話・FAXまたは電子メールでお受けします。ただし、内容へのご質問は恐縮ですが原則として有料となります。

株式会社ワーク・アビリティ（編集部）TEL.03-5789-2200 FAX.03-5789-2705